

第14回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年4月24日（土）13:00～
場所 本庁舎3階 第一会議室

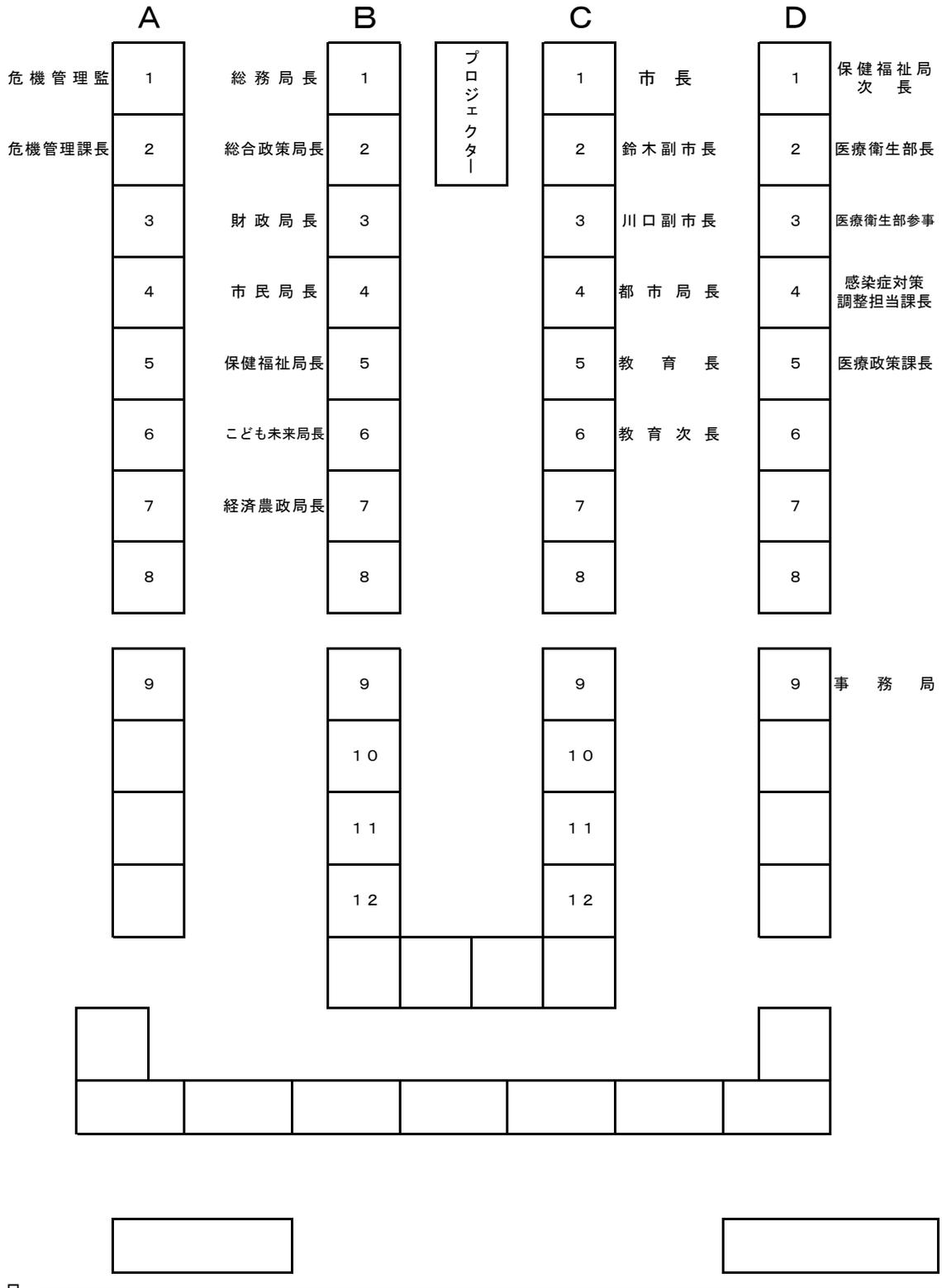
次 第

- 1 開会
- 2 本部長指示
- 3 議事
 - (1) 各部等からの報告
 - (2) 今後の対応
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第14回）

令和3年4月24日
第一会議室

		スクリーン	
--	--	-------	--



新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）

千葉市のデータは千葉市民に関するもの

4月22日版

直近1週間の状況（先週比）

 千葉市 新規感染者数 （人口10万人あたり）4月14日～4月20日累計	21.1人（+12.5人）
 千葉市 陽性率 （1週間平均）4月12日～4月18日 ※	6.0%（+2.4 ^{ポイント} ）
 千葉県 陽性率 （1週間平均）4月11日～4月17日 ※	6.5%（+2.6 ^{ポイント} ）

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

新規感染者の状況（先週比）

 千葉市 現在の感染者数 4月20日時点	重症	0人（±0人）
	中等・軽症等	247人（+143人）

病床の状況

 千葉市の病床数から見た状況 （ステージ0～4）4月18日時点	ステージ 4
 千葉県の病床確保計画 （フェーズ1～4-2）4月18日時点	フェーズ 4-2
 千葉県 病床使用率 4月14日時点（先週比）	24%（-4 ^{ポイント} ）
 千葉県 重症病床使用率 4月14日時点（先週比）	16%（+1 ^{ポイント} ）

ワクチン接種に関するお知らせ（4月22日）

新型コロナワクチン接種の予約受付開始時期について

ご年齢	予約受付開始日
80歳以上の方 (昭和17年4月1日以前に生まれた方)	4月21日(水)から
75歳以上の方 (昭和22年4月1日以前に生まれた方)	5月1日(土)から
70歳以上の方 (昭和27年4月1日以前に生まれた方)	5月13日(木)から
65歳以上の方 (昭和32年4月1日以前に生まれた方)	5月21日(金)から

【お願い】

予約方法や予約受付開始日は医療機関によって異なります。

ご自身の予約受付開始時期までは、各医療機関へのお問い合わせはご遠慮ください。

- 予約に関する詳細は、予約受付開始日以降に各医療機関へお問い合わせください。
- 十分な量のワクチンが供給される見込みとなっておりますので、慌てずお待ちいただけますようお願いいたします。
- ワクチン接種を行う医療機関の一覧については、市ホームページもしくは市政だより5月号をご参照ください。

市民のみなさまへのお願い（4月22日）

まん延防止等重点措置が千葉県でも適用されています。これ以上の感染拡大を防止するため、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いします。

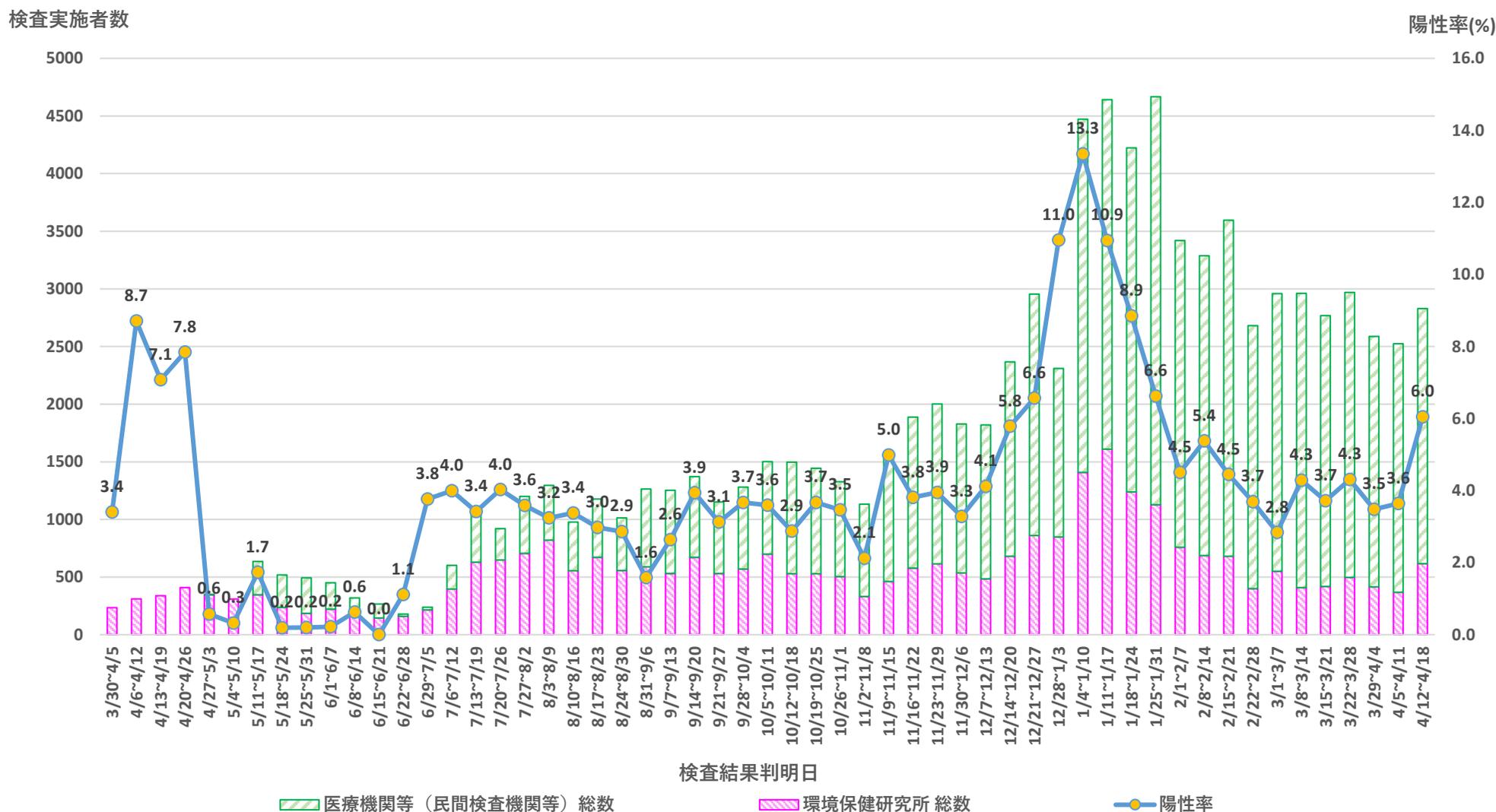
- **不要不急の外出・移動は自粛**してください。ゴールデンウィークは、行楽や帰省等が増える時期ですが、**都道府県間の移動**や、**感染が拡大している地域**への不要不急の移動は極力控えてください。
なお、生活や健康の維持のために必要なものについては自粛の対象外です。
- 「3つの密」を避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の**基本的な感染対策を徹底**してください。
- **飲食時は黙って**食べましょう。**会話の際はマスクを着用**してください。
飲食店を利用する際は、**感染対策が徹底されているお店**を利用しましょう。
- カラオケでの感染事例が多くなっています。
飲食店に設置される**カラオケ設備の利用は自粛**してください。
- 市施設は原則開館としていますが、一部施設では引き続き夜間の利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方はホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

施設・
イベント
情報



市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

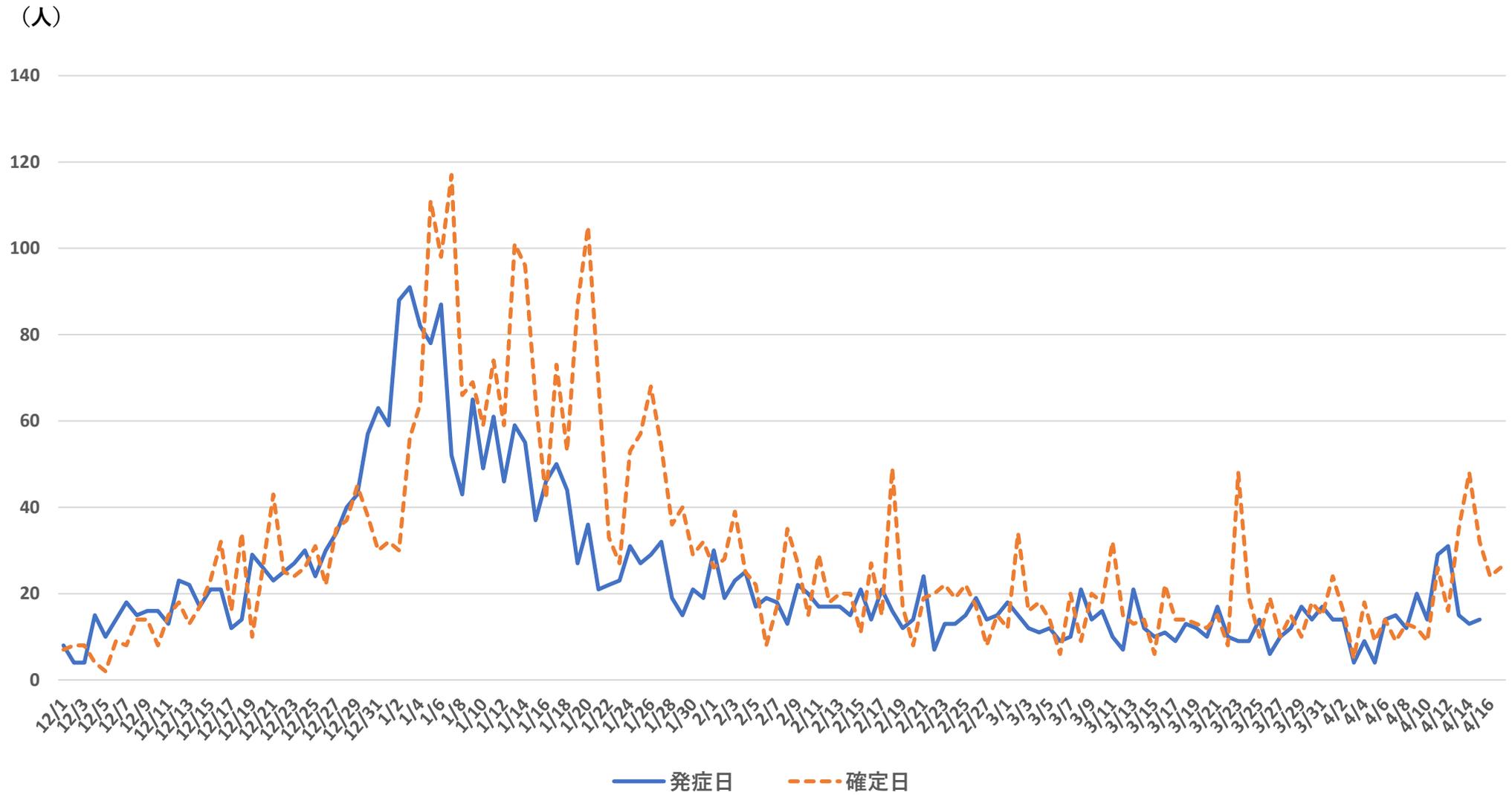
4月18日時点



※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

感染者数（発症日・確定日別）

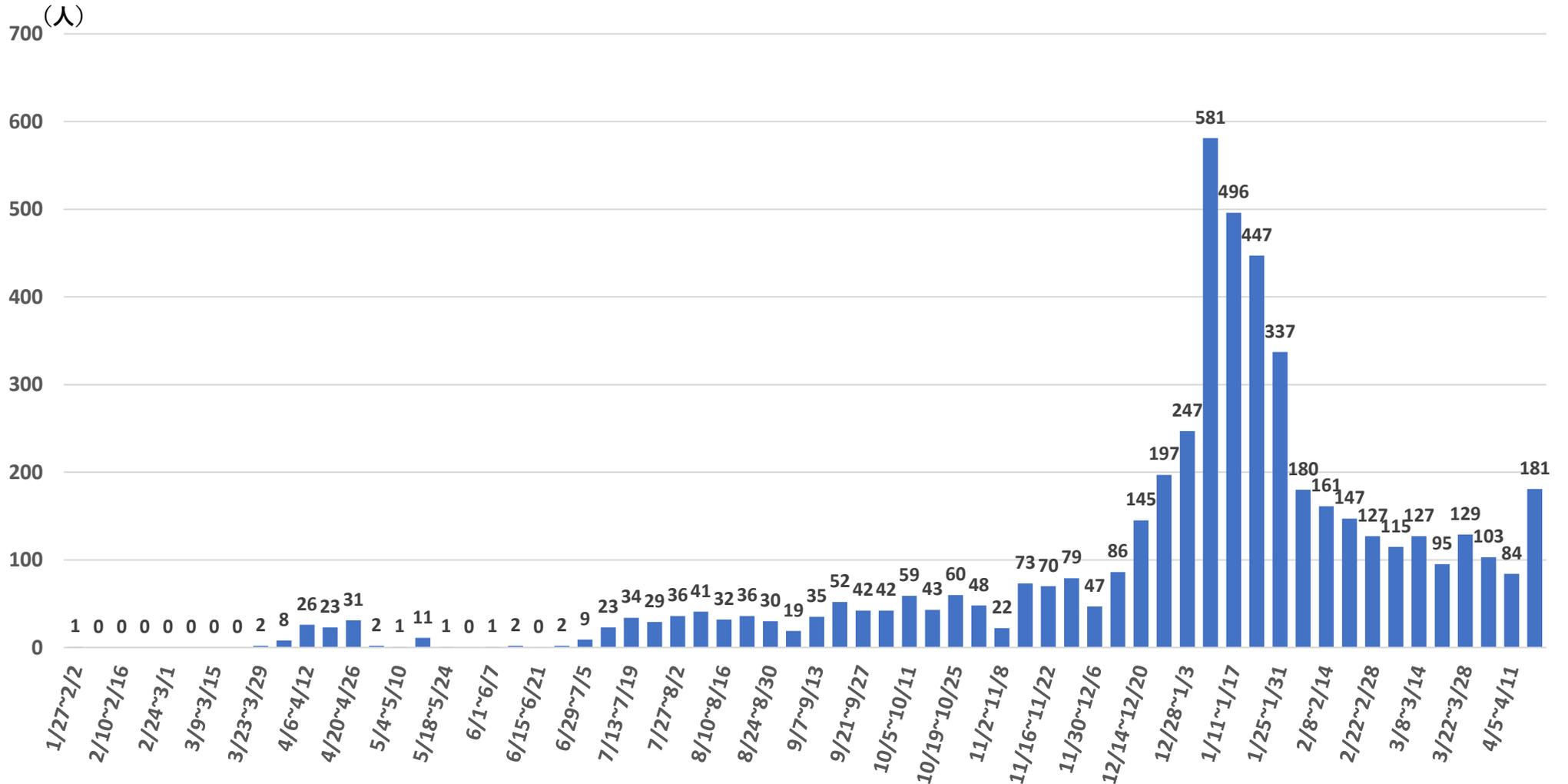
4月20日発表分まで



※発表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

市内感染者の発生状況（確定日）

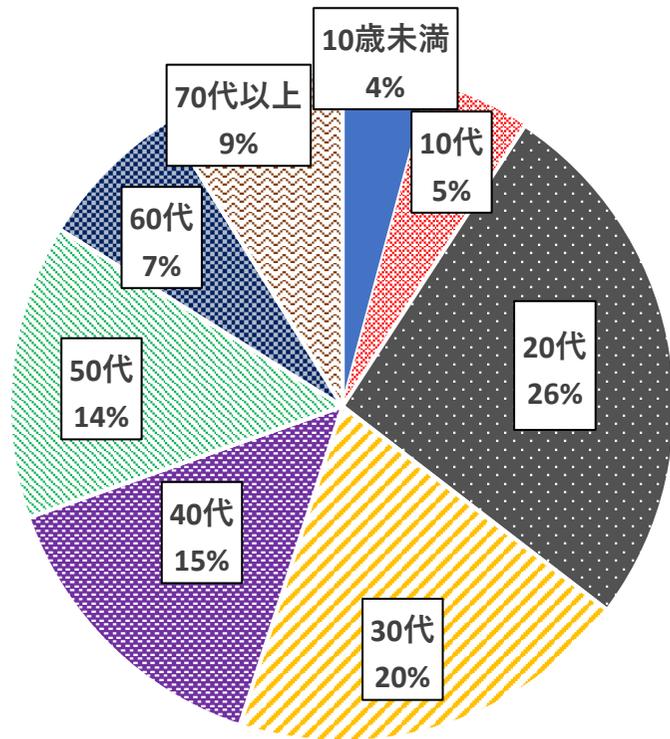
4月18日時点



※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年4月5日～4月18日）



全期間を通じて、感染者に占める割合は20代が24%と多く、10万人あたりの感染者数でも1,000人を超えています。
※直近2週間でも20代の感染が目立ちます。

全期間（令和2年1月31日～令和3年4月18日）

年代	全感染者に占める割合	10万人あたり感染者数（人）
10歳未満	3%	240
10代	7%	415
20代	24%	1,118
30代	15%	677
40代	14%	469
50代	13%	470
60代	8%	379
70代以上	16%	391
合計	100%	515

新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）

日時：令和3年4月23日（金）

18時30分～18時50分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 厚生労働省提出資料
- 資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
- 資料3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（案）
- 資料4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）
- 資料5-1 緊急事態宣言区域における取組について（案）
- 資料5-2 まん延防止等重点措置の強化策について（案）
- 資料6-1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像
- 資料6-2 内閣官房・内閣府提出資料
- 資料6-3 経済産業省提出資料
- 資料6-4 観光庁提出資料
- 資料6-5 内閣府提出資料

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の 全部を変更する公示（案）

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年4月25日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月5日から5月11日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和3年4月5日から5月11日までとする。
- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月11日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和3年4月20日から5月11日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月11日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

緊急事態宣言区域における取組について（案）

1. 飲食対策の徹底

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請 ※命令・罰則あり
- ・ 飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請 ※命令・罰則あり
- ・ 住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・ 住民に対して、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）
- ・ 1000 m²以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・ 住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・ 鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

3. クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 現場での集団活動を伴う職場等において、特に感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

4. 医療提供体制

- ・ 医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保
- ・ 健康観察業務の外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保

5. その他

- ・ 原則として全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ。
- ・ 上記の他、まん延防止等重点措置として実施することとなっている「重点検査の実施等」に取り組む。

まん延防止等重点措置の強化策について（案）

- 緊急事態宣言区域で厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の滲みだしを防ぐため、下記の取組を基本的対処方針に明示し、まん延防止等重点措置地域の各県の判断で対策強化を可能とする。

1. 飲食対策の徹底

- ・ 飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請
※同措置について命令・罰則ありの要請を可能にするため、告示を改正
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対する見回り・働きかけを引き続き実施。特に、宣言区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施。
- ・ 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染の防止に必要な協力を要請
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）に対して、
 - ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
 - ②施設内外に混雑が生じることがないよう「入場整理」の徹底についての働きかけを徹底

3. 宣言区域との往来自粛の徹底

- ・ 緊急事態宣言区域との往来については、自粛を徹底。同区域への通勤についても、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す。
- ・ 鉄道事業者等に対して、上記取組への協力として、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金
緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置地域：

中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）

大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）

それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）

※1 今般（4/●～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき地域については、緊急事態宣言解除まで3万円を4万円とする。

※2 ただし、1日2万円とすることも可。なお、4月21日までに時短要請を行った場合、5月5日までの間は経過措置として1日4万円。ただし、4月22日以降まん延防止等重点措置区域となった都道府県においては、その他地域は1日2.5万円～7.5万円。

- ・ 緊急事態宣言において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた大規模施設（1000平米以上）に対して、1日20万円を支給。また、当該施設においてテナント契約等に基づき一般消費者向け事業を営む事業所に対して、1日2万円を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援
 - キャンセル費用の支援（全国ツアーの一部である地方公演等も対象）（上限2,500万円）
 - J-LODlive補助金の運用改善（支援回数の見直し、つなぎ融資の創設）【5月6日つなぎ融資申請受付開始予定】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【3月8日申請受付開始】（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への支援（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・ 地域観光事業支援（後述）における追加措置（各都道府県に配分、1,000億円）
 - 都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による前向きな事業継続への支援の新設
- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【4月15日申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【4月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面今年前半まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日に再度要請）、4月16日に、協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日に再度要請）】
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・ 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
 - 現行の特例措置を4月末まで継続。
 - 5～6月は原則的な措置を段階的に縮減するとともに、緊急事態措置を実施すべき地域又はまん延防止等重点措置対象地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける。（P）
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用【2月26日申請受付開始】
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等）の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を4月以降も継続（6月末まで）
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を4月以降も継続（6月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、食や住の支援等の各種支援策の周知・徹底
【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に、学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

(2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）

(3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（令和3年度5兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【4月15日申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日公募開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）【3月26日公表、4月1日以降、準備が整った都道府県から順次実施】
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））及び宿泊事業者による前向きな事業継続への支援

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（150億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

【考え方】

- 緊急事態措置区域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じていただいた集客力の高い大規模施設（1000平米超）等に対して、定額の協力金を支給する。

【内容】

- 特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）に対して、20万円/日・施設を支給。
- 当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、2万円/日・事業所を支給。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1000平米超の施設	大規模施設の一部を賃借することにより当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受ける者への支援策

<対象事業者>

- ✓ 今年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置を踏まえ、宣言及び重点措置の対象都道府県の、
 - ① 時短要請の対象である飲食店と直接・間接の取引があること
 - ② 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることなど必要な要件を満たすこと（全国の中堅・中小企業等）
- ✓ 2019年比又は2020年比で対象月の売上が▲50%以上減少していること

<給付額>

- ✓ 売上減少相当額（法人20万円／月、個人10万円／月を上限）

<事業執行スキーム>

- ✓ 現行の一時支援金のスキームを活用
（同一の事業者のIDの活用、登録確認機関による事前確認結果の活用など）

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける宿泊事業者に対する支援のため、地域観光事業支援のメニューを追加。

1. 宿泊事業者による前向きな事業継続への支援の新設（1,000億円）
2. 都道府県が行う割引支援の運用を弾力化（都道府県による前売り宿泊券等の発行）

【 上記1. の概要 】

○予算額：1,000億円

「地域観光事業支援」3,000億円の一部を活用

○交付対象：都道府県

※都道府県に所要額を一括して交付。

○対象事業：宿泊事業者による前向きな事業継続への支援等
（事業費の1/2、上限100万円（1件あたり））

<取組例>

- ・ 宿泊事業者による感染拡大防止策の実施
- ・ マイクロツーリズム需要に対応したコンテンツ開発、ワーケーションの受入環境整備などの新たな事業展開の実施 等

緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を創設。

○予算額：5,000億円

3,000億円については、喫緊の課題に対応するため先行して交付

2,000億円については、緊急事態宣言終了後の状況等を踏まえ、経済活動の回復・強靱化に対応するため留保

○交付対象：都道府県

※事業者への支援は、広域的な観点から取り組むことがより効果的であるため、都道府県のみを対象とする。

○対象事業：新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援 感染症防止強化策・見回り支援

<取組例>

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援

○算定方法：事業所数を基礎とし財政力を反映して算定

第28回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年4月24日（土）

午前11時から

場所：本庁舎5階、特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) まん延防止等重点措置及び協力要請等について
- (3) その他

3 閉 会

第28回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

令和3年4月24日（土）

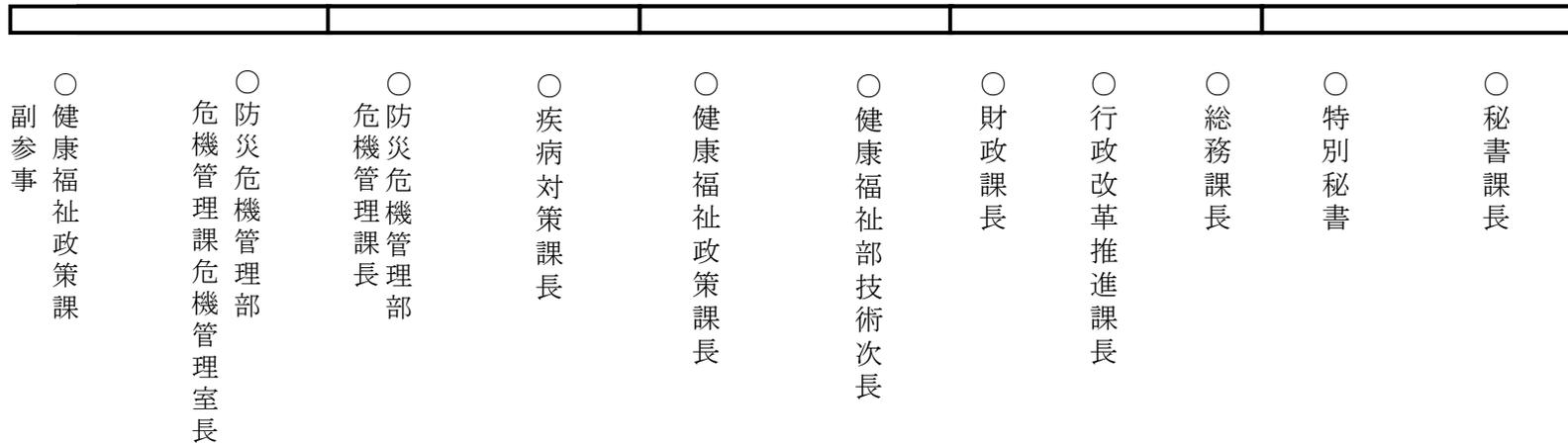
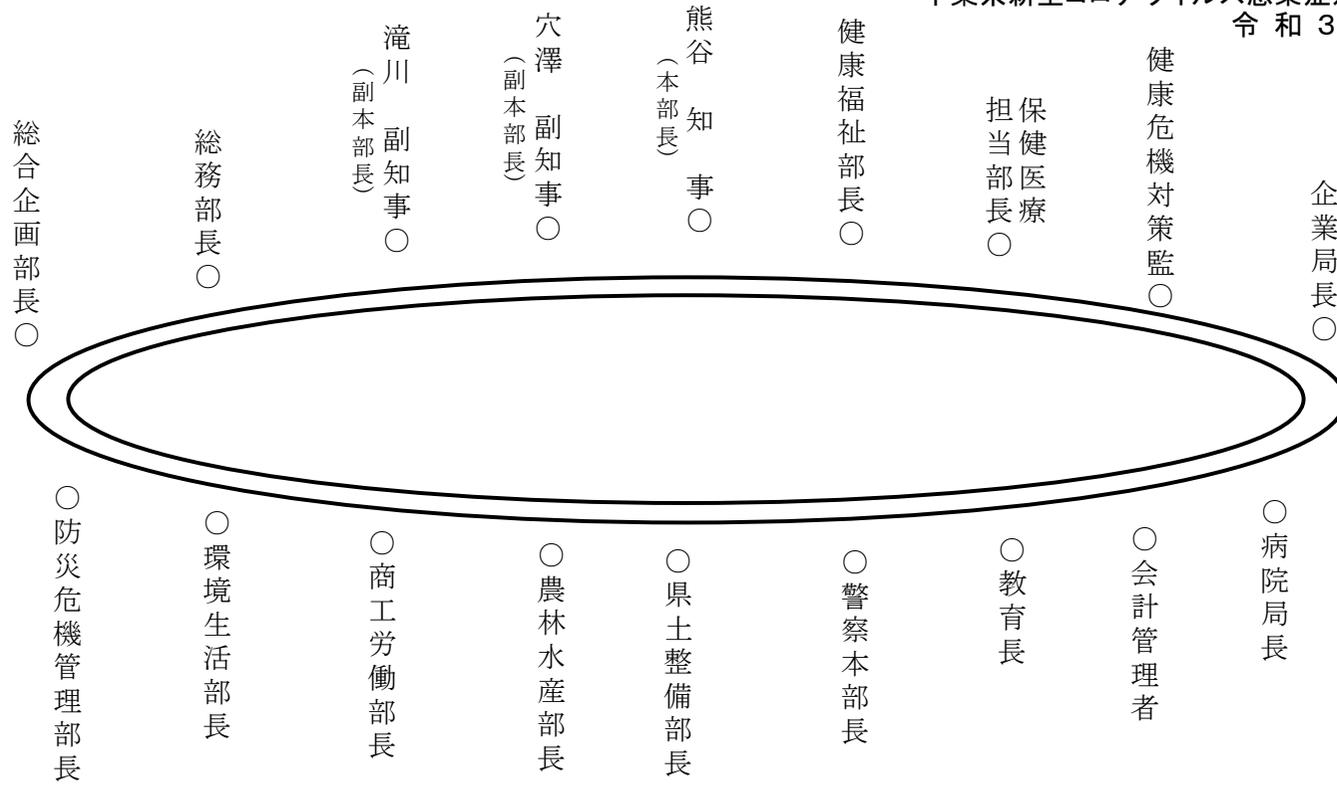
本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

オブザーバー	千葉市長
	船橋市長
	柏市長
	千葉県市長会長
	千葉県町村会長

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和3年4月24日

オブザーバー
(WEB参加)

千葉市	船橋市	柏市	市長会	町村会
-----	-----	----	-----	-----



新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年4月24日(土)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

千葉県 の 感染状況等 [4月23日時点]

項目	本日の数値 (4月23日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
1 感染の状況			
(1)新規感染者数(直近7日間平均)	129.1 人	—	—
(2)直近一週間と先週一週間の比較	1.20	—	—
(3)新規感染者数 (直近7日間合計 10万人当たり)	14.44人	15人／10万人 ／週以上	25人／10万人 ／週以上
(4)直近1週間の新規感染者数に占める 60歳以上の割合	20.6% (186 / 904)	—	—
(5)感染経路不明率	49.3% (446 / 904)	50%以上	50%以上
(6)PCR陽性率	5.11% (4月20日 時点)	5%以上	10%以上
2 医療提供体制の負荷			
(1)病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	23.5% (320 / 1361)	20%以上	50%以上
(2)入院率 (入院者数／療養者数)	26.3% (320 / 1219) 注2	40%以下	25%以下
(3)病床のひっ迫具合(うち重傷者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	12.0% (11 / 92)	20%以上	50%以上
(4)療養者数 人口10万人あたりの全療養者数	19.48人	20人／10万人 以上	30人／10万人 以上
(5)ホテル稼働率 現時点の確保部屋数の占有率	36.0% (348 / 968)	—	—

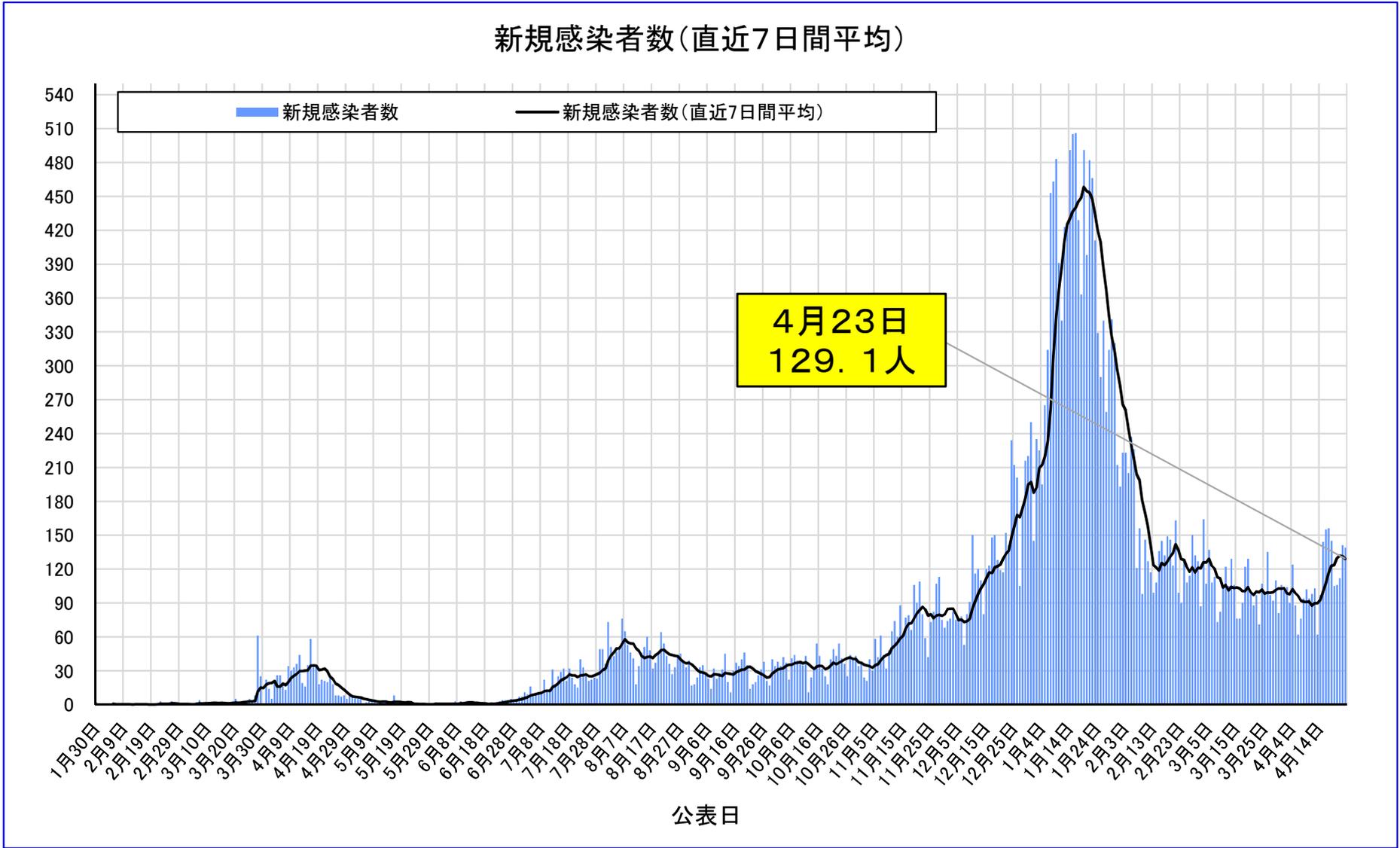
注1) 1(1)(2)(4)、2(5)以外は政府の指標

注2) 2(2) 本県は、新規感染者の入院等に支障が生じていないため、この指標は適用除外

注3) 2(4) 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

新規感染者数（直近7日間平均）

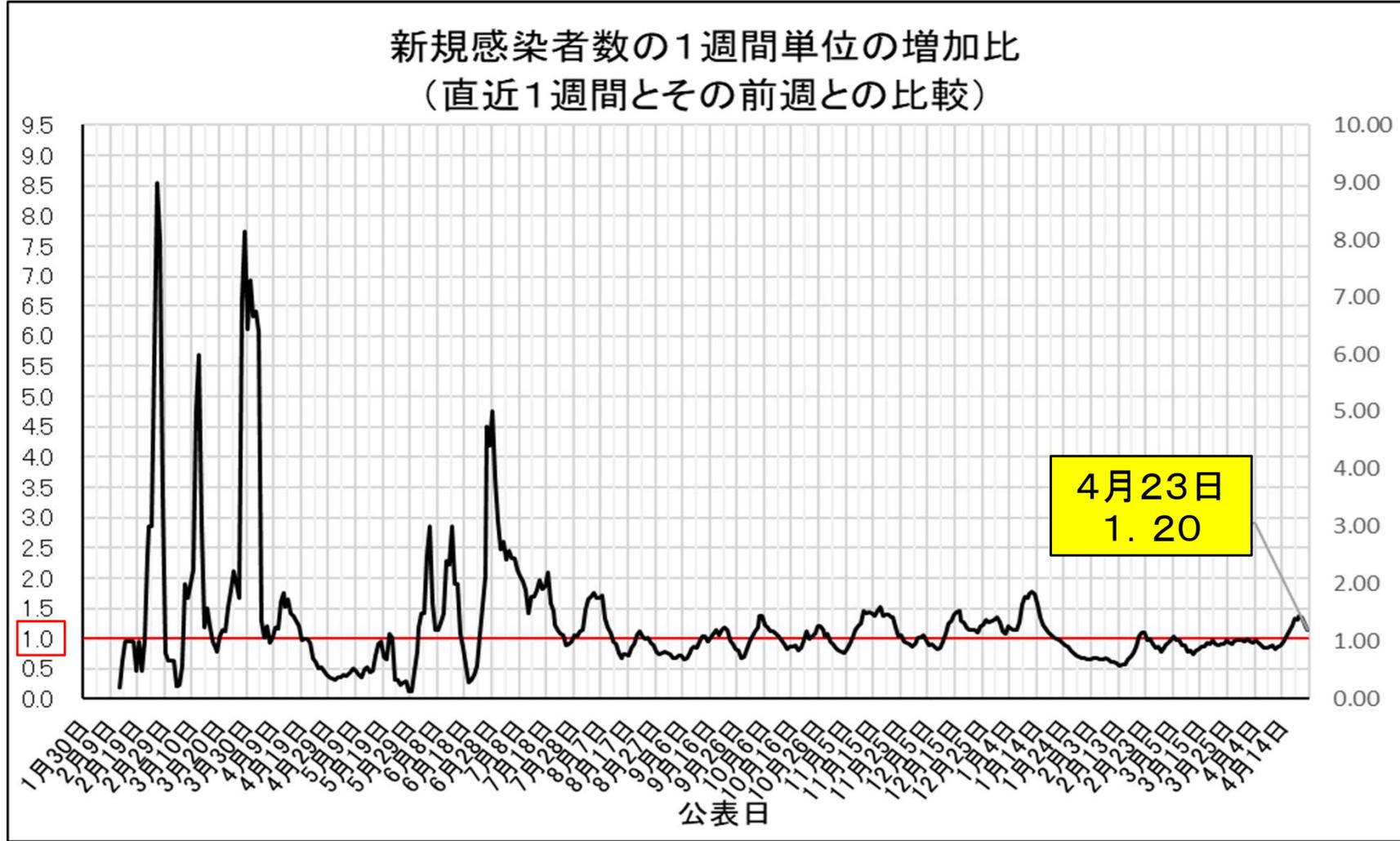
○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、12月中旬以降、急速に増加し、1月19日に過去最多の456.4人となったものの、その後は減少傾向に転じた。2月中旬以降、減少スピードが鈍化し、横ばいから微減となっていたが、4月23日時点では129.1人となっている。



新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)

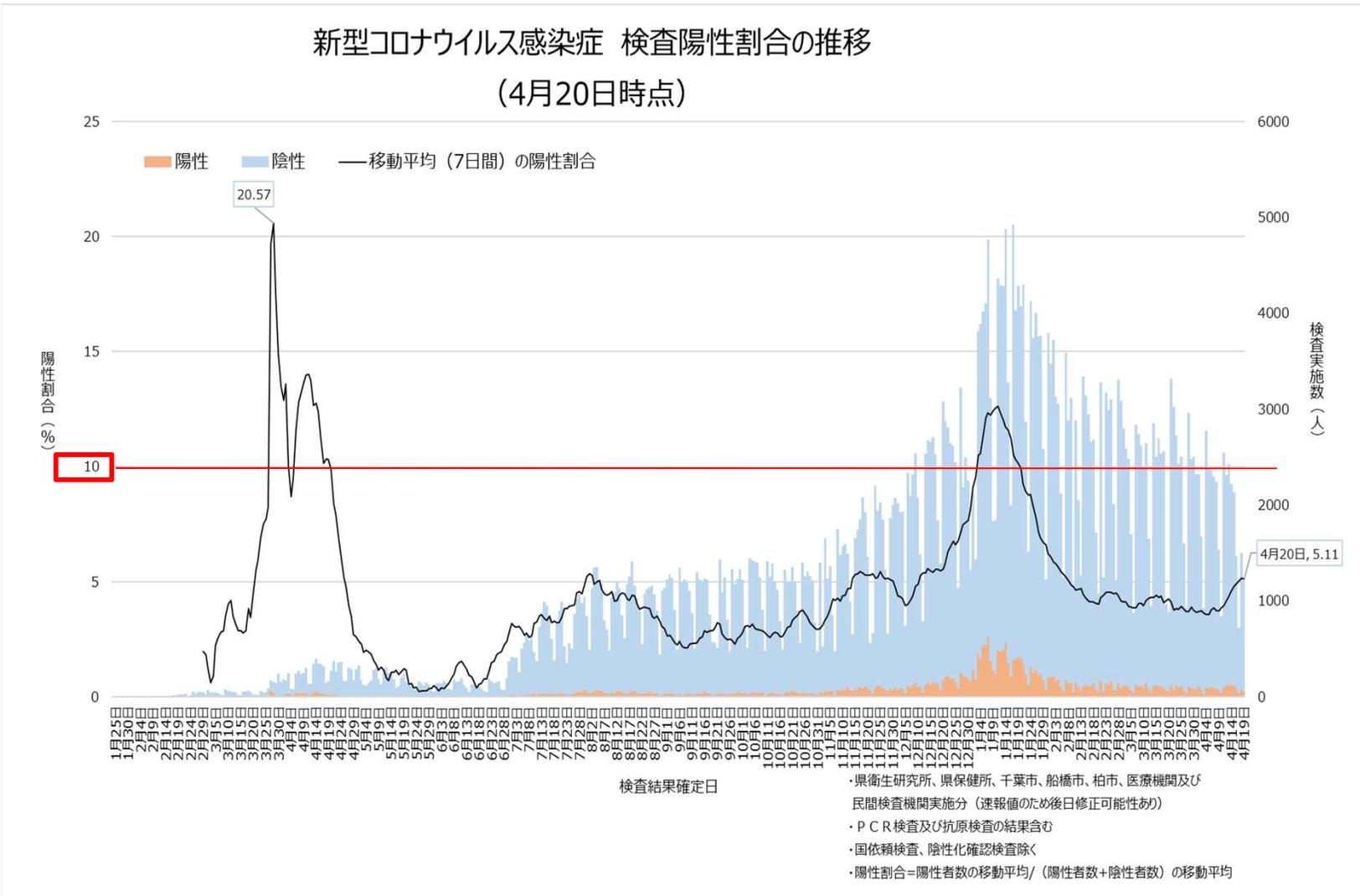
○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、12月中旬以降、1.0を超える日が続き、1月12日には1.85となった。1月下旬以降は1.0を下回る水準で推移し、2月下旬から3月上旬にかけて1.0を超える日もあった。その後は、1.0を下回る日も多くなっていたが、4月中旬から1.0を上回る日が続き、4月23日現在、1.20となっている。

(※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増)



PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

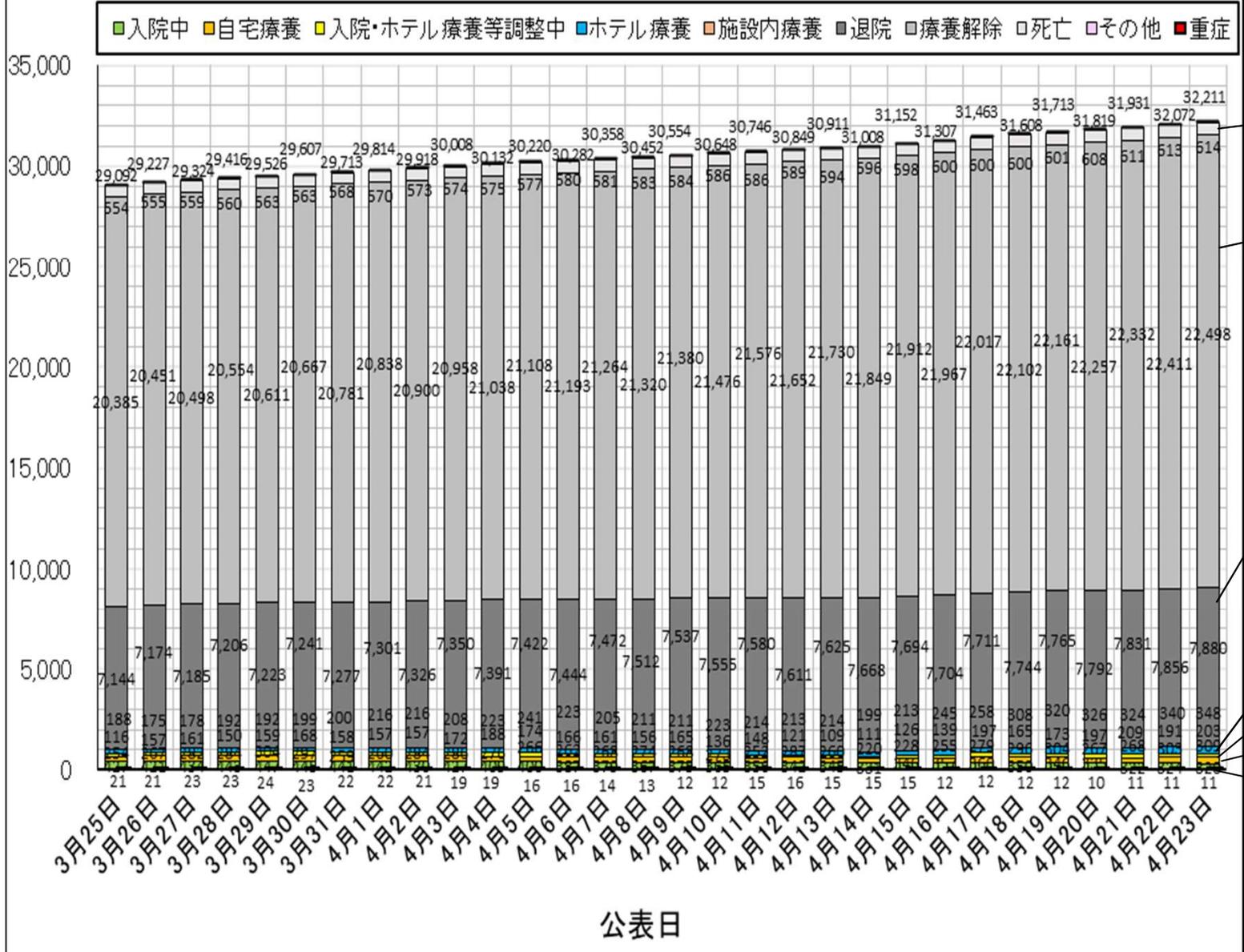
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、12月以降上昇し、1月に入ると10%を超える日が続いていたが、その後、減少傾向に転じ、2月上旬以降は4%前後で推移しており、4月20日までの直近1週間の平均は5.11%となっている。



期間	陽性割合
2/24 ~3/2	4.15%
3/3 ~3/9	4.05%
3/10 ~3/16	4.42%
3/17 ~3/23	3.77%
3/24 ~3/30	3.90%
3/31 ~4/6	3.58%
4/7 ~4/13	4.20%
4/14 ~4/20	5.11%

感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



累積感染者数
32,211名
(4月23日公表時点)

死亡 614名

療養解除 22,498名

退院 7,880名

療養が必要な方: 1,180名

ホテル療養	348名
入院・ホテル療養調整中	203名
自宅療養	309名
入院中(うち重症)	320名(11名)

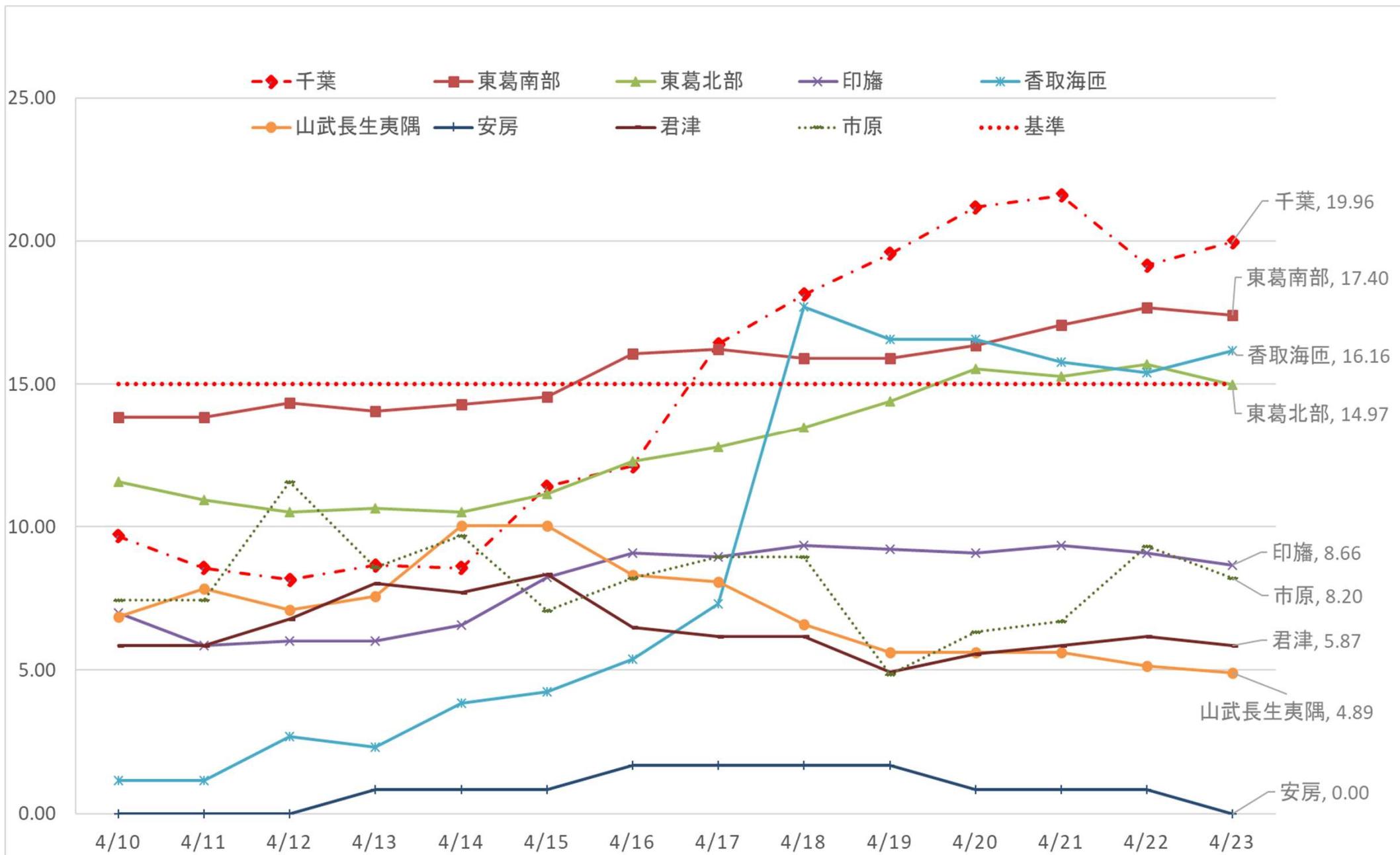
新規感染者の公表数（令和3年3月22日～）

()内は直近7日間の合計
[]内は直近1週間とその前週との比較

	月	火	水	木	金	土	日
3月	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
	97名	71名	107名	98名	135名	97名	92名
	(701名)	(696名)	(713名)	(689名)	(695名)	(693名)	(697名)
	[0.97]	[0.97]	[1.01]	[0.98]	[0.95]	[0.99]	[1.03]
	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
	110名	81名	106名	101名	104名	90名	124名
(710名)	(720名)	(719名)	(722名)	(691名)	(684名)	(716名)	
[1.01]	[1.03]	[1.01]	[1.05]	[0.99]	[0.99]	[1.03]	
4月	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	88名	62名	76名	94名	102名	94名	98名
	(694名)	(675名)	(645名)	(638名)	(636名)	(640名)	(614名)
	[0.98]	[0.94]	[0.90]	[0.88]	[0.92]	[0.94]	[0.86]
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
	103名	62名	97名	144名	155名	156名	145人
(629名)	(629名)	(650名)	(700名)	(753名)	(815名)	(862人)	
[0.91]	[0.93]	[1.01]	[1.10]	[1.18]	[1.27]	[1.40]	
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
105名	106名	112名	141名	139名			
(864名)	(908名)	(923名)	(920名)	(904名)			
[1.37]	[1.44]	[1.42]	[1.31]	[1.20]			

※ 赤色は前週と比較して増加
 青色は前週と比較して減少

2次医療圏別 1週間あたり人口10万人あたり新規感染者数



案

令和3年4月24日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

県においては、令和3年4月20日からまん延防止等重点措置が適用され、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市を重点措置を講じるべき区域（措置区域）として指定し、営業時間の短縮などの協力をお願いしているところです。

このたび、東京都に緊急事態宣言が発令され、飲食店における酒類の提供の制限などが行われることにより、大型連休中において、多くの都民等が本県に流入することが懸念されることから、東京都の措置に対応した対策を行う必要があります。

そこで、感染状況や医療提供体制のひっ迫の状況なども踏まえ、措置区域を拡大し、4月28日から5月11日までの要請等を以下のとおりとすることとします。

感染再拡大を何としても抑えるため、県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

2 県における基本的な考え方 《内容の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高いと指摘されている場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東葛地域[※]及び千葉市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

《内容の変更》

(1) 県民の皆様へ

① 県内全域【第24条第9項】

○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～大型連休中も不要不急の外出は自粛～

大型連休中は、行楽や帰省等が増える時期ではありますが、不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、**変異株の感染者が増加していることを踏まえ、不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。**

混雑している場所や時間をさけて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

買い物に出かける人数を最小限に絞るとともに、混雑時を避け、店舗の入場整理に従ってください。

○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」

「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさの亚克力板等が設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようお願いします。

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

お祭り等では、食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨してください。

自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」は控えてください。

○ カラオケの利用の際の注意 ～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

② 措置区域（東葛地域*及び千葉市）【第31条の6第2項】

○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛

東葛地域*及び千葉市においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

期間：令和3年5月11日（火）まで

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われる

オープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

○ 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては収容定員の50%以内の参加人数とすること。

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年4月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用しています。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

① 措置区域(東葛地域^(※1)及び千葉市)の「飲食店^(※2)・「遊興施設^(※3)のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間: 令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)まで

【特措法第31条の6第1項に基づく要請】

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供しないでください。

※1 「東葛地域」: 市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※3 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛してください。

○ 徹底した換気を行ってください。

※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。

※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。

○ 極力、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上(目安1~2m)確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板(アクリル板等)を設置するなどの工夫をしてください。

※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置

同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。

- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、可能な限り従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 従業員へ新型コロナウイルス感染症にかかっているかどうかについての検査を受けることを促していただくようお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- 店内での会話の音が大きくなるよう BGM の音量を最小限にするなどの工夫をしてください。

② 措置区域（東葛地域^{*1}及び千葉市）を除く県内の「飲食店^{*2}」「遊興施設^{*3}のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年5月11日（火）まで

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※3 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。

- ・ 徹底した換気を行ってください。

※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。

※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。

- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の音が大きくなならないよう BGM の音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

○ 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛してください。

【①、②共通】

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

【①のみ】

※ 対象地域の各店舗に対して、感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

③ 県内全域の事業者等の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 職場への出勤について、事業者に対して職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底してください。
- 特に、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めてください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン[※]が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

4 特措法に基づく要請とあわせてお願いについて 《内容の変更、期間の延長》

(1) 措置区域(東葛地域^{*1}及び千葉市)の施設(飲食店を除く)の皆様へ

期間：令和3年5月11日(火)まで

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
 - 「20時から5時」は営業しないでください。
(ただし、無観客で開催される催物等を除く)
 - 酒類を提供しないでください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、施設内外に混雑が生じることがないよう、入場整理(規制入退場、一方通行などの導線管理、雑踏警備等)を強化し、密集回避・感染防止策を徹底してください。
 - できるだけ、混雑予測、混雑状況を店舗への掲示やホームページ等により周知してください。
 - 上限人数は5,000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては収容定員の50%以内の参加人数としてください。
- ② 対象：遊興施設^{*2}(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く)、物品販売業を営む店舗(1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く)、サービス業を営む店舗(1,000平米超・生活必需サービスを除く)
 - 「20時から5時」は営業しないでください。
(ただし、無観客で開催される催物等を除く)
 - 酒類を提供しないでください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理（規制入退場、一方通行などの導線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止策を徹底してください。

○ できるだけ、混雑予測、混雑状況を店舗への掲示やホームページ等により周知してください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

(2) 措置区域（東葛地域^{※1}及び千葉市）を除く県内の施設（飲食店を除く）の皆様へ

期間：令和3年5月11日（火）まで

① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

○ 「21時から5時」は営業しないでください。

（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理（規制入退場、一方通行などの導線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止策を徹底してください。

○ できるだけ、混雑予測、混雑状況を店舗への掲示やホームページ等により周知してください。

○ 上限人数は5,000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあつては収容定員の50%以内の参加人数としてください。

② 対象：遊興施設^{※2}（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）

○ 「21時から5時」は営業しないでください。

（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○ 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理（規制入退場、一方通行などの導線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止策を徹底してください。

○ できるだけ、混雑予測、混雑状況を店舗への掲示やホームページ等により周知してください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、

野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

(3) イベント主催者の皆様へ

期間：令和3年5月11日（火）まで

○ イベントの開催時間について、次のとおりとしてください。

(ただし、無観客で開催される催物等を除く)

措置区域（東葛地域*及び千葉市）：20時まで

措置区域以外の区域：21時まで

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

※ 上記の時間制限の基準は、令和3年4月28日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

(4) 大規模小売店舗、商業施設の皆様へ

○ 大型連休中のバーゲンセール等は延期・自粛してください。

(5) 措置区域（東葛地域*及び千葉市）と東京都内を結ぶ路線を持つ鉄道事業者の皆様へ

○ 令和3年4月29日から5月9日まで、平日の終電繰上げ、土日祝日における減便等や、主要ターミナル駅における検温等、必要な取組を検討のうえ、実施してください。

※ 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

5 その他の事項 《変更なし》

① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。（当面の間）

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課	TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口	TEL 043-223-4318
飲食店の営業時間短縮に関する事	
取材対応：健康福祉部健康福祉政策課	TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口	TEL 043-223-4318
ただし、協力金の申請手続に関する事	
取材対応：商工労働部経済政策課	TEL 043-223-2709
一般問い合わせ（専用コールセンター）	TEL 0570-003-894
ただし、飲食店の見回りに関する事	
商工労働部経営支援課	TEL 043-223-2932
Go To イートに関する事（5①関係）	
取材対応：商工労働部経営支援課	TEL 043-223-2790
一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局）	TEL 0570-052-120
ディスカバー千葉に関する事（5②関係）	
取材対応：商工労働部観光誘致促進課	TEL 043-223-2484
一般問い合わせ（一般コールセンター）	TEL 0570-054-389
鉄道事業者の取組に関する事（4（5）関係）	
取材対応：総合企画部交通計画課	TEL 043-223-2062

案

県有施設の利用制限について

令和3年4月24日

総務部

令和3年4月24日に開催された千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された、本県の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について」を踏まえ、次のとおり県有施設の利用制限を実施します。

記

1 利用制限を実施する施設について

(1) 重点措置区域内（22施設）

千葉県文化会館、青葉の森公園文化ホール、幕張メッセ、
国際総合水泳場、東葛テクノプラザ、柏の葉公園、
さわやかちば県民プラザ、福祉ふれあいプラザ など

(2) 重点措置区域外（12施設）

南総文化会館、東総文化会館、東部図書館、房総のむら など

2 利用制限の期間

令和3年4月28日（水）から令和3年5月11日（火）

※ 各施設の利用制限の内容は、別添のとおりです。

なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

※ 不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動については、極力控えるようお願いします。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

令和3年4月28日から5月11日までの県有施設の利用制限について

1 措置区域

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市)

※流山市、鎌ヶ谷市、浦安市には、利用制限を行う県有施設はありません。

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	千葉市	図書館	千葉県文書館	①ビデオ視聴室は閉鎖 ②なし	総務部	政策法務課 043-223-2152
2	千葉市	その他	千葉県男女共同参画センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ・会議室の収容人数50%以下 ②なし	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379
3	千葉市	運動施設	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340
4	千葉市	文化会館等	千葉県文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～20時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	千葉市	文化会館等	青葉の森公園芸術文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～20時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
6	千葉市	展示場	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンションセンター国際展示場)	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～20時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	商工労働部	経済政策課 043-223-2733
7	千葉市	図書館	千葉県立中央図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
8	千葉市	その他	千葉県総合教育センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修参加人数 ②なし	教育庁	学習指導課 043-223-4052
9	千葉市	博物館	千葉県立中央博物館 本館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～16時30分→10時～16時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
10	千葉市	美術館	千葉県立美術館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	千葉市	運動施設	千葉県総合スポーツ センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～19時) ・利用人数 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
12	市川市	博物館	千葉県立現代産業科学館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・開館時間短縮 (9時～16時30分→9時～15時30分) ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
13	船橋市	その他	千葉県消費者センター	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・研修室及び研修ホールの入室人数 ②なし	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292
14	松戸市	その他	千葉県西部防災センター	休館	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176
15	松戸市	図書館	千葉県立西部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
16	野田市	博物館	千葉県立関宿城博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
17	習志野市	運動施設	千葉県国際総合水泳場	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→10時～19時30分) ・ジャグジー、採暖室、トレーニング室 ②なし	教育庁	体育課 043-223-4106
18	柏市	その他	千葉県東葛テクノプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室の利用制限(～20時) ②施設収容人数の制限	商工労働部	産業振興課 043-223-2718
19	柏市	公園	千葉県立柏の葉公園	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・体育館、総合競技場、庭球場、茶室、 トレーニング室、会議室の時間短縮 (9時～21時→9時～20時) ②なし	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930
20	柏市	宿泊施設	千葉県立手賀の丘青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
21	柏市	文化会館等 /運動施設	さわやかちば県民プラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時→9時～17時) (ただし、予約済は除く) ・利用人数 ・1部屋の貸出を1日1団体 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
22	我孫子市	文化会館等 /運動施設	千葉県福祉ふれあいプラザ	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・時間短縮 (9時～21時30分→9時～19時) ②なし	健康福祉部	高齢者福祉課 043-223-2328

2 措置区域外

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
1	館山市	文化会館等	千葉県南総文化ホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
2	木更津市	文化会館等	かずさアカデミアホール	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・会議室等の利用制限(～21時) ・入口の閉鎖(予約の無い日) ②施設収容人数の制限	商工労働部	企業立地課 043-223-2443

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
3	東金市	宿泊施設	千葉県立東金青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
4	旭市	文化会館等	千葉県東総文化会館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用時間の要請(～21時) (ただし、チケット販売済は除く) ②施設収容人数の制限 (ただし、チケット販売済は除く)	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406
5	旭市	図書館	千葉県立東部図書館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・入館人数 ・滞在時間 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4070
6	勝浦市	博物館	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
7	鴨川市	宿泊施設	千葉県立鴨川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
8	君津市	宿泊施設	千葉県立君津亀山青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
9	香取市	宿泊施設	千葉県立水郷小見川青少年 自然の家	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・利用人数 ・談話室などの共有スペースの使用を 制限 ②なし	教育庁	生涯学習課 043-223-4168
10	香取市	博物館	千葉県立中央博物館 大利根分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127
11	栄町	博物館	千葉県立房総のむら	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

No	所在地	施設類型	施設名	①利用制限の内容 ②イベントの制限	所管部名	所管課名 問合せ先
12	大多喜町	博物館	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	①一部利用制限あり 【制限内容】 ・同時入館者数 ・体験型展示の利用 ②なし	教育庁	文化財課 043-223-4127

感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

令和3年4月

公開

首都圏一丸となって感染をおさえるため、本市も4月28日からまん延防止等重点措置区域に指定されました。ゴールデンウィークは特に集中して、市民の皆様、お一人おひとりの感染対策の徹底をお願いします。

外出は

- 日中も含め、**不要不急の外出・移動は自粛**してください
(※生活や健康の維持のために必要なものは自粛の対象外)
- 不要不急の都道府県間の移動、緊急事態措置区域との往来は、**厳に控えて**ください
- お買い物は**最小限の人数**で、**混雑時を避けて**、お店の入場整理に従ってください

飲食は

- 飲食店に対し、**20時までの営業**と**終日酒類の提供をしないこと**を要請をしています
- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしないでください
- 食事は**感染対策が徹底されているお店**で、会話の際は**必ずマスクの着用**を

良い例

- ・ 家族で食事をする際に、感染対策の徹底されているお店を選んだ
- ・ 混雑していない近所の公園へ、家族でおでかけした



悪い例

- ・ 路上や公園に集まって、お酒を飲んだ
- ・ 自宅で久しぶりの仲間と飲み会をした



高齢・障害施設等の従事者等に対する PCR 検査の頻回実施について
(まん延防止等重点措置区域の指定に伴う実施回数の増)

クラスターが発生しやすく、症状が重症化しやすい高齢・障害者等施設において、感染の早期発見・早期対応を図るため、現在市内高齢・障害者等施設の従事者に対し行っているPCR検査について、国の対応方針に基づき、次のとおり実施回数を拡大する。

1 実施回数の拡大

月1回 ⇒ 概ね月2回の実施とする。

2 対象者等

市内高齢者施設・事業所、障害者施設・事業所、救護施設の全従事者
(約2,000ヶ所、27,000人)

3 実施期間

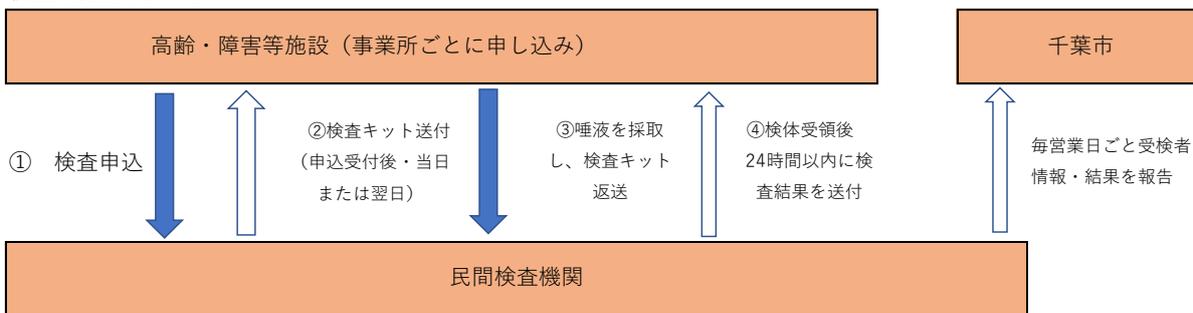
令和3年5月1日 ~ 5月末まで

※まん延防止等重点措置の期間に応じて延長もあり得る

4 実施機関

民間検査機関に委託(唾液検体採取によるキット送付により行う)

検査の流れイメージ



事業所からの検査申込を受け、当日又は翌日に検査キットを事業所へ送付
事業所は従事者の検体を検査機関に送付
検査機関は検体受領後24時間以内に検査結果を事業所及び千葉市に通知(検査申込から最短で3日で通知)

5 検査実績等

	3月		4月	
		実施率 (%)	(22日時点)	実施率 (%)
検査申込施設数	1,386	69.3%	818	40.9%
検査申込人数 (実数)	21,724	80.5%	15,055	55.8%
検査申込人数(3月は延べ)	24,891		15,055	
陽性者数	11		3	
陰性者数等	24,880		15,052	

令和3年4月24日

市施設の利用制限について（案）

千葉県が、本市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）に追加したことを受け、市施設の利用制限を以下のとおりとする。

1 制限の内容（全施設共通）

20時以降の利用停止

2 期間

5月11日（火）まで

3 その他

（1）各施設においては、引き続き、感染症防止拡大のための取組みを行う。

（2）その他、各施設の判断により、利用人数、時間等を制限する場合には、市ホームページで広報する。（情報は随時更新）